

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 【マスク着用の取扱いについて】

### II 措置等の内容

#### ○マスク着用の取扱い

[基本的な考え方]

- ① 児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ② マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨。
  - ・ 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
  - ・ 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- ③ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行うこと。
- ④ 学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策（十分な換気の実施や大声での会話は控える等）を講じることが望ましい。
- ⑤ 新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること。（ただし、マスクの着用を強いることがないようにすること）
- ⑥ 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。